

三重県観光事業者支援金 (体験事業者)



経営状況が悪化している県内の観光事業者に対し、認証制度と併せた安全・安心な観光地づくりを促進し、打撃を受けている観光地の再生を図っていくため、支援金を支給します。

※詳細については必ず「**三重県観光事業者支援金申請要項**」をご確認ください。

三重県 観光事業者 支援金

検索

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700081.htm>

1.対象事業者

県内において「体験事業」を実施し、**観光客に対して三重の魅力を伝える体験事業を提供している事業者を対象**とします。

ここでいう「体験事業」とは、次の「【対象事業】①②」いずれかの条件を満たし、【対象外となる事業】に該当しない事業を対象とします。

【対象事業】

- ①「三重まるごと自然体験」、「三重県観光連盟公式サイト（観光三重）」、市町の観光協会HP、じゃらん・アソビューなどのOTAサイトで掲載されている事業※1
- ②観光客に対して体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業

※1 令和3年6月1日時点で各HPで掲載されていること。

<対象事業例>

自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 など

【対象外となる事業】 ※以下のいずれかの要件に該当する事業については対象外となります

- ①上記の条件を満たしていない事業
- ②地域住民の日常利用が大半を占める事業
- ③単にイベントのみを実施している事業
(主な具体例：1日限定で実施するイベント 等)
- ④目的地への送迎のみを目的としている事業
(主な具体例：バス送迎、渡船 等)
- ⑤地域住民の方を対象とした事業・施設
(主な具体例：英会話教室、水泳教室、スポーツジム、ボウリング場 等)
- ⑥国、県、市町等が実施する事業
- ⑦令和2年7月以降に開業した事業

2.主な支給要件

- (1) **令和3年4月～6月**のいずれかの売上月額が前年又は前々年同月比で、30%以上減少していることが条件です。
- (2) 観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請を行っていただきます。
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700085.htm>)
- (3) **令和3年4月以降**に県で実施している**各種時短要請協力金や支援金と重複して受給することはできません。**

3.支給金額

「2.主な支給要件」(1)の条件を満たした各月の売上減少額に対し、支援金を支給します。

ただし、要件を満たした各月の売上減少額を合算した金額のうち、**10万円を上限**とします。

※国の「月次支援金」を受給する場合は、売上減少額から「月次支援金」受給額を差し引いた金額について上限額の範囲で支給します。

4.申請に必要な書類

主なものとしては、

- ・確定申告書や売上台帳等の売上金額がわかる書類
- ・提供している体験事業の詳細が分かる書類 等

※その他必要書類や申請様式等については、「三重県観光事業者支援金申請要項」をご確認ください。

5.申請受付 ※郵送のみ受付

令和3年**6月21日(月)～9月30日(木)** 消印有効
〒514-0042 三重県津市新町1-13-12 近鉄津新町駅ビル1階
三重県観光事業者支援金事務局
(株式会社近畿日本ツーリスト中部 津支店内) 宛

【問い合わせ先】 ※下記の事務局以外への問い合わせはご遠慮下さい。

TEL : 059-224-3109 平日9時から17時 ※土日祝日は除く